

# 「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の推進に係る連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲と乙が総合戦略の推進に当たり、「とくしま回帰の促進」や「雇用の創出」など、様々な分野で連携・協力関係を強化するとともに、地域の活性化に向けた取組みを協働で行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

## （連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、保険業法上、許容される範囲内で、次の各号について、情報を共有し連携して取り組む。

### <ひと「新しい人の流れづくり」>

- (1) 移住・定住の促進に関する事。
- (2) 消費者行政の推進に関する事。
- (3) 県政情報の発信に関する事。

### <しごと「地域における仕事づくり」>

- (4) 地域産業の振興・企業支援に関する事。
- (5) 健康経営の推進に関する事。
- (6) 農林水産業の振興に関する事。
- (7) 県産品振興・観光振興に関する事。
- (8) 芸術・文化・スポーツの振興に関する事。

### <子育て「結婚・出産・子育ての環境づくり」>

- (9) 少子化対策・子育て支援に関する事。
- (10) 働き方改革の推進に関する事。

### <まち「活力ある暮らしやすい地域づくり」>

- (11) 女性の活躍推進に関する事。
- (12) 高齢者及び障がい者への支援に関する事。
- (13) 地域の安全・安心に関する事。
- (14) 地域防災体制の向上に関する事。
- (15) 交通事故防止に関する事。
- (16) 環境に配慮した取組支援に関する事。
- (17) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び乙の関係会社へ実施させることができる。

3 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めないものとする。

## （機密保持）

第3条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づく業務上知り得た一切の機密情報を本協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協定終了後においても、機密情報を第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。）に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

## （連絡会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進と進行管理を図るため、連絡会議を設置する。

## （有効期間）

第5条 この有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙、いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## （協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らかの損害の賠償を求めないものとする。

## （その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保管する。

令和2年1月30日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地  
徳島県  
徳島県知事



乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番地1号  
第一生命保険株式会社  
代表取締役副社長執行役員

櫻井 謙二